

# 東海東京証券の証券総合取引「約款・規定集」新旧対照表

## (下線部分改正)

2025年4月30日改定

### ◆ 外国証券取引口座約款 新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条(約款の趣旨)</b></p> <p>1 (現行通り)</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」といいます。)および外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。)ならびに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。)である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>	<p><b>第1条(約款の趣旨)</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含みます。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」といいます。)および外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。)ならびに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。)である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>
<p><b>附則(2025年4月30日変更)</b></p> <p>この約款は、<u>2025年4月30日</u>より申込者のお取引に適用します。</p>	<p><b>附則(2022年4月1日変更)</b></p> <p>この約款は、<u>2022年4月1日</u>より申込者のお取引に適用します。</p>